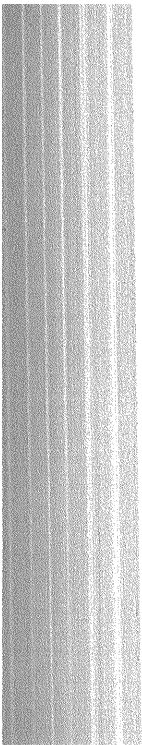


第四章 土 木

第一節 崩壊・地亡・治山事業

一、概 説

昭和一三年九月五日の大風水害以来、年々災害の発生と戦時戦後の濫伐によって、豪雨毎に到る処に荒廢地が続出し、崩壊地面積約五〇町歩、地亡面積一〇町歩におよび、台風毎にその面積は増加しつつあり、新しく山崩をおこす傾向もある。傾斜と地層の関係で平衡を保っている山体の一部が、種々の原因で内部の凝集力を失って不安定となり、滑動の作用により一挙に崩壊する現象を呈し、その起る原因は複雑であるが、鮎喰川上流地帯は削磨・浸蝕作用を受け、地盤は断層運動の結果新生した山丘で、一面褶曲の山であり、一般に極めて急峻で五〇度に近い傾斜のものもあり、基岩は結晶片岩・千枚岩で、その質は風化しやすく、鮎喰川破碎地帯と称せられ、山崩や地亡を誘発しやすい状態にある。また鮎喰川流路の御荷鉢層は、ことに地殻変動を受けたことが著し



く、至るところ母岩が軟弱化して粘土が多く、地はこ
の地質の脆弱性によるのであるが、直接原因は、主とし
て昭和十三年・一七年・一九年・二五年のキジャ・ジェ
ーン台風によるもので、特に激しかったのは、昭和一三
年九月初旬の台風時の降雨量によるもので、その時の雨
量は、九月三日―四六・二ミリ、九月四日―一六〇ミリ
九月五日―三一三ミリで、三一三ミリは鮎喰川流域にお
ける最大の雨量である。地と地下水との間に密接な関
連性があつて、雨量一〇〇ミリ以上になると、地下水の

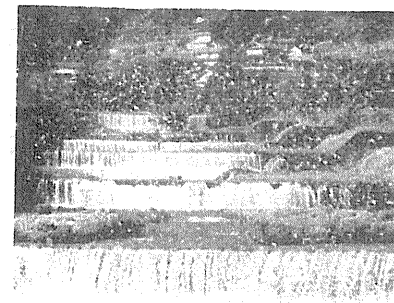
流出量は急激に増大し、五〇ミリ以上の場合に移動をは
じめる。また、地は、地下水が地表を持ち上げてこれ
を崩すために起るともいわれている。
この荒廃林地は、植林資源の生産にあてられず、災害
発生をまねくので、これを放置する場合は、被害を増す
のである。この不安を除くため、徳島県林務部名西地区
治山事務所では、昭和二六年頃から出張所が出来て、鮎
喰川流域の治山事業を施業し、その復旧につとめている
その工事概要は次の通りである。



板挾地に被害



西大久保新丹生山腹工事



野間川土砂留えん堤工事

施業年度	事業名	施業地	施業面積	竣工額
昭和二十二年	災害荒廃林地復旧事業	字南上角六八外三筆	一・二ヘクタール	一二七、〇四八・六〇
〃 二二年度	〃	字南上角	〇・八〃	一三四、〇二二・二九
〃 二三年度	〃	字東大久保	〇・六〃	二四五、四五〇・〇〇
〃 二四年度	〃	字大久保二八四の二外	二・五〃	一、〇三八、五〇〇・〇〇
〃 〃年度	山地治山施設事業	字東大久保	三・六〃	一、一〇一、四六九・八九
〃 二五年度	崩壊地復旧事業	字大久保二八四外二筆	三・〇〃	一、〇三六、〇〇〇・〇〇
〃 二七年度	山地治山施設事業	字西大久保二八四の二筆	〇・八〃	二、三八六、五二五・〇〇
〃 二八年度	崩壊地復旧事業	字野間野首谷	〇・二〃	二、一一二、七八〇・〇〇
〃 〃年度	山地治山施設事業	字西大久保二八四の二	一・〇〃	一、三二五、〇〇〇・〇〇
〃 二九年度	〃	字潮水	〇・〇〃	二、三四六、九一五・〇〇
〃 〃年度	〃	字南上角	一・八〃	二、〇五〇、一四〇・〇〇
〃 三〇年度	崩壊地復旧事業	字東大久保一九二外二	二・七〃	一、四六一、〇〇〇・〇〇
〃 三一年度	〃	字南上角一九七	〇・〇〃	二、九一二、〇〇〇・〇〇
〃 三二年度	水害	字東大久保	二・五〃	七四五、〇〇〇・〇〇

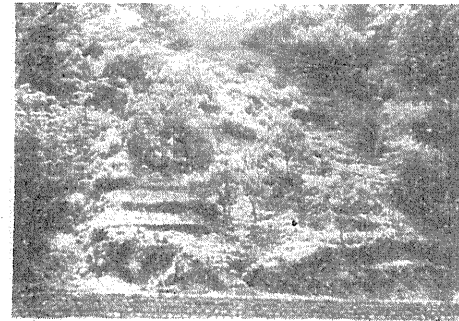
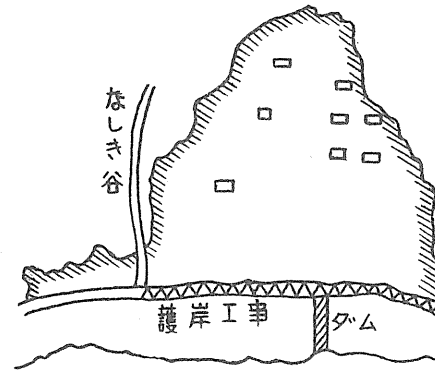
二、西小野(板挾)地とその対策

神領西小野板挾は、現在八戸の人家を載せたまま広大な表土が移動している地這りであつて、それは連続的な

緩慢運動で、一度這り出すとすべり面はますます拡大し関係地域は広く林野は荒廃し、耕地や人家も放置すると埋没倒壊の恐れさえもある。家屋移転の計画および実施

をしていいる人もあり、地江が集落や耕地に災害を及ぼすのは、かつての昔の山崩によって形成された斜面に占居したためで、地すべり地は反復を起す変動の宿命の上であり、永く変動を繰返す性質を有している。その起る原因は複雑であるが、地下水圧が地表を持ち上げて地表を崩すために起るのが直接原因で、殊に鮎喰川の御荷鉢層の上の斜面に在る地区は地江りを起し易い地形・地質であり、そこに占居している集落や耕地は、地下水に対す

板 挟 施 行 地



西小野板挟土砂留護岸工事

る対策を考慮せねばならぬ問題が含まれている。また特に大洪水の鮎喰川は、土砂石礫を含む激流となって削磨作用が甚しく、板挟の山麓の基脚部を浸蝕し、下方の支持力を失い、地下水の作用によって軟弱土層は結集力を失って不安定となり滑動を始め地江は拡大しつつある。その防止対策として明治中期（七〇年程前）名中の作業として護岸工事を施したそうである。

昭和二六年以後は、土砂留堰堤（砂防ダム）と護岸工事が施され、地下水の調査と山腹工事の計画が立てられつつある。

現在までの工事概要は次の通りである。

一部改正があつて成人と少年は一本となり、本村では、
神原隆資・桜井栄一・林宥一の三氏が司法保護司として
引き続いて、犯罪予防のため世論の啓発や、地域社会の
浄化に努力せられ、同時に、直接数十名の犯罪者の選善
や更生の援助に尽力しておられるのである。

第四章 災 害

第一節 飢 饉

古来、凶作の歳は度々あつて、飢饉が襲来した歴史が
多くあつた。封建時代はその居住区域が、一国一城の版
図に限られて、他国との物資の交流や援助も十分でなく
その領土内のみの自立的生活をさせたため、凶作の影響

は大なるものが多かった。

歴史によれば、凶年と大飢饉は、凡そ五〇年を一期として周期的に襲来したようで、すなわち、天和三年（一六八三）の大飢饉の後五〇年にして、享保一七年（一七三二）の大飢饉、その後五〇年にして天明二年（一七八二）の凶年が来たが、続いて同七年（一七八七）の大飢饉があり、その後五〇年で、有名な天保の大飢饉（一八三六）の襲来があった。中でも天保の大飢饉は、今もなお人の語り草となつて居て、慄然たるものがあるが、その原因は気候の不順にあった。

一、天保の大飢饉

天保七（一八三六）（申）年・八（西）年の夏から秋にかけて大雨が打続き米穀実のらず、全国を通じて四分二厘と称する稀有の大凶作で、米麦その他の食用品は缺乏を来し貧者は常食であるそば・いも・稗の粉も口に入らず、つぶろ（マンジュサゲの根）・檉の実・甘藷のつる等を粉にして食し、ようやくにして露命をつないだがそれでも四〜五人の餓死者を見るに至り、その惨状は実に甚だしかった。天保六・七の兩年、凶作が相次ぎ、五穀みのらず、当時は旧藩政時代で海陸の交通は未だ開けず、外国米の輸入はなかったので、米麦その他の食糧品

は欠乏し、古老の言によれば麦のとり入れ時に連日雨で麦は腐り、これを粉などにして食うと、中毒して黄色の水を吐いた者があつたという。

上分上山村の粟飯原家所蔵の記録によれば、

「此の年極月より神領村の義は、大埜地川原に於て同月十一日より、当村中困窮之者共へ粥施行相初め老人前壺舎の積りを以て粥五合約にて沓つ宛入物持来らせ相渡す、もつとも村役人立会の上毎朝五ツ時より九ツ時迄相渡十月計りも施行仕り」

とある。なお当時の記録によれば、一月から二月にわたつて、配給したものは左の通りであつた。

一、米拾八石七斗六升五合 神領村

此の代式、四百三拾九匁四分五厘

二、享保の飢饉

享保一〇年（一七二五）巳年に本村は大飢饉となり、村人の中に多くの飢える者があつて、本村上角の郷鉄砲佐々木氏太郎氏は、窮民に麦一〇〇石を無利子で貸付け村民の窮乏を救うた。また、同享保一七年（一七三二）の不作の年には、村人四八五人にその年の一月から翌一八年三月までに、麦を貸付けて村人の飢を救うた。その功により同氏は郷鉄砲から御目見格に昇格された。

（上角佐々木利文氏蔵『萬覚書帳』による）

三、文政の旱魃

文政一一年（一八二八）八月に雨の降らぬことが八五日におよび、作物は枯死し、飲料水は涸渇し、村民は困窮して餓に泣いた。これを文政の大旱魃という。（詳しい資料はない）

四、大正時代の稲の災害

大正四年九月（二十十日の翌日）朝から暴風雨が襲来し、夜に入って風雨はますます強くなつたが、夜半過ぎ頃から漸やく小降となり、後に雨はやんだが、夜明け前すなわち午前四時頃から三時間余り西からのいわゆる「から風」が強く吹きまくつた。当時本村の中稲は、丁度花盛りであつたところへ俗にいう西からの「かやし」が吹いたので、稲は見る見る真白になり、これに台風一過後の朝日がさすと何処の田圃を見ても稲は一面の真白な穂と化し、村民たちは驚きと落膽になす処を知らなかつた。村当局は早速政府に対し、公課免租願いの手続をとつた。とくに中稲は村内ほとんど全滅となり、翌年の種籾さえなかつたほどである。たゞ山田のさこ合いにある田の稲を取り合せて、やつと翌年の種籾を手に入れる窮状であつた。

第二節 地 震

一、安政の大地震

安政四年（一八五七）一月巳の日の七ツ時（現今年后四時）、突然激しい地震が起り、約一時間に亘つて震動はなおやまず、人々は戸外に逃げ出したが、強震のために歩行も出来ず、芋穴や、竹やぶ等に避難し、たゞ神仏に無事を祈念するのみであつた。その後いわゆる余震は一〇日位もつゞき、村人は仕事も手につかず、ひたすら動揺の止むのを待った。幸にして、この地震のために火災は起らなかつたのであるが、それでも危険にひんした家は倒れ、小便壺の水が庭に流れ出た所もあつたといわれ、今も当時の模様が村人に語り伝えられている。

隣村の下分村では、たまたま辰の市の翌日で、親族・知己の者が宿泊していたので、その混雑は特に甚だしかつたといふことである。しかも当時は一週間位をおいて大ゆりがあるとの流言があり、それで朝は神社に参拝し屋からは寺もしくは巷に集つて、念仏を唱えたことである。

二、南海大地震

発震日時 昭和二十一年二月二日 午前四時一九分頃

最大動 二、七〇〇ミクロン以上
震度 強 震
震源地 和歌山県潮岬の南々西約五〇料の地
性質 稍 急
総震動 三五分六秒

当時南方すなわち、海部・那賀兩郡地方は災害が特に甚しく、地震に伴う津浪は、三回にわたって海岸に襲来したため、津浪による被害が相当数に上った。当時の記録によれば、死者五二人、重傷九人、軽傷三〇人以上のようである。

本村では、冬の寒いまだ夜明け前の暗い曉闇をついてにわかにはたがたとゆらぐ物音に、熟睡の夢を破られて戸外に飛び出した者も相当あった様で、時計の振子が止った家もあった。そして、その後も引き続いて、余震が約二〇日間ぐらいいも続いた。しかし本村には、地震による直接の被害はなかったのである。

第三節 洪水

一、元禄の大洪水

元禄の出水は、一〇日程雨が降りつゞき、山が崩れて淵を埋め、他に淵を生じ、川筋は変じ、洪水が来て人家

後から後へと流されて来て、凄壮な光景は言葉では表現ができなかった。

当時、鮎喰川をはじめ、谷川・川又川・上角川等の各河川は、ものすごいまでの土砂の崩壊や、根こぎにされたまゝの樹木が流れる様は、何にたとえようもない。雨は午後一時頃を最高として、午後三時頃には漸くにして小降りとなり、人々ははじめて皆生気を取りもどした。しかしことに野間川上流の崩壊はものすごく危険に類し、家屋の警戒のため、寝ずの番をした。特に野間川の上流では、山崩れの土砂が上流の水をせきとめて、この水が何時決潰して大洪水が来襲するやはかり難いという流言まで伝わり、沿岸の住民は心配とおのきで一睡もせず一夜を過したのであった。

今左に当時の水害による被害の大要を摘記して見る。

災害被害調査(昭和十三年九月五日)

- 一、人畜の死傷なし
- 一、家屋の被害
 - 流 失 一五棟 全 壊 五棟 半 倒 七棟
 - 埋 没 一棟 計 二八棟
 - 被害世帯 二四戸 浸水家屋 四五戸
- 此の被害見込額 三三、〇五〇円

が流れ、川又川の流域は一変して、今の河口屋のあたりを南北に直流した。竜王の森の木に避難した人が鉦なりになったようで、濁流は高浜名の不動原へ突き当り、寄井に至った。ようやくにして雨がやんで、川又川の水流れは旧に復した。

上山川は水が溢れ、上山村下分の左右内では、家の流失が多く、また田園は荒蕪して積のようになった所が多かった。(田所氏の『神領村誌』原稿による)

二、昭和十三年の大洪水

昭和十三年九月五日、午前九時頃から、降り始めた豪雨は次第にその強さを増し、天日ために暗く降りたまつた雨水は田や畑のあぜからさながら滝のように流れ落ちてきた。午前一〇時頃には登校していた学校の児童等も危険を冒して下校させた。その後正午頃迄は天が裂けたかと思われどしや降りの連続であった。そして午後一時頃には河川の増水は甚しく、各所に洪水の危険が迫り、消防団員や壮年者の非常召集が降り続く豪雨の中で行われた。急を告げる半鐘の音が人々の心をかき立て、村民は皆おのゝき恐れ、どうなることかと生色を失うた。河川は濁流が渦まいて、上流から材木が流れてくるのがおびたゞしく、上分村・下分村の民家の壊された破片が

一、耕地関係

- 田流失面積 一八町五反歩 畑流失面積 四町歩
- 田埋没面積 九町八反歩 畑埋没面積 三町二反歩
- 耕地関係畦畔その他崩壊面積 三町五反歩
- 此の被害見込額 二三五、〇〇〇円

一、道路被害

- 1、農道 日浦山線外一八線 五〇カ所
- 2、村道 大埜地線外八線 欠潰二七カ所
- 3、林道 谷線外一四線 石垣等欠潰被害 二〇〇カ所
- 此の被害見込総額 一二八、〇〇〇円

一、堤防、護岸被害

- 此の被害見込額 三四カ所
- 此の見込額 八九、〇〇〇円
- 一、農作物被害、稲作・桑園・蔬菜・果樹類その他被害
- 此の見込額 三八、〇〇〇円

一、立木・竹被害

- 立木竹の流失倒木、被害見込額 六七二、〇五〇円
- 右被害見込総額 一、一九四、一〇〇円也

三、その他

その後、昭和九年九月の室戸台風・同二十四年六月のデラ台風・同二五年八月のシエン台風の各台風があつて本村にもそれぞれ襲来したが、それらは前記昭和十三年当時の災害には比すべくもなかった。